

公立大学法人長野大学職員給与規程

平成29年規程第27号

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人長野大学就業規則（以下「就業規則」という。）第25条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程において給与とは、給料及び諸手当をいう。

2 給料とは、公立大学法人長野大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「休暇等に関する規程」という。）第2条に規定する勤務時間における勤務に対する報酬をいう。

3 諸手当とは、役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当をいう。

(給与支払の原則)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で、直接職員にその全額を支払われなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、職員に給与を支給する際、給与から控除することができる。

(1) 法令で定めるもの

(2) 労働基準法第24条第1項ただし書の協定によるもの

2 給与は、前項の規定にかかわらず、職員の同意を得た場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

3 職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の順位は、公立大学法人長野大学退職手当規程第3条に定めるところによる。

第2章 給 料

(給料)

第4条 職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める給料表を適用する。

- (1) 教員（就業規則第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。） 教育職給料表（別表第1）
 - (2) 事務職員、技術職員（就業規則第2条第2項に規定する事務職員、技術職員をいう。以下同じ。）事務職給料表（別表第2）
- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別職務分担表に定めるとおりとする。
 - 3 理事長は、全ての職員の職を給料表の職務の級のいずれかに格付し、給料を支給しなければならない。

（給料の調整額）

- 第4条の2 理事長は、給料月額が、職務の複雑困難若しくは責任の度合又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して、著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、調整額を支給することができる。
- 2 前項に定める給料月額の調整額は、その者の調整前における給料月額の100分の25を超えない額とする。

（初任給の基準）

- 第5条 新たに職員を採用した場合におけるその職員の号給は、別に定める初任給の基準により決定するものとする。

（昇格の基準）

- 第6条 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更することをいう。以下同じ。）させるには、別に定める資格基準を有する者のうちから昇格させるものとする。

（昇給の基準）

- 第7条 職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 教職員を昇給させる場合の号俸数は、昇給日前1年間を良好な成績で勤務した者については4号俸（教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級以上である者および事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者）にあつては3号俸）とする。
 - 3 55歳を超える教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「4号俸（教育職給料表の適用を受ける教員でその職務の級が4級以上である者および事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者）にあつては3号俸）」とあるのは、「2

号俸」とする。

- 4 前二項の規定にかかわらず理事長が特に認めたときは、別に昇給させることができる。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(号給の決定)

第8条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号俸は、別に定めるところにより決定する。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

- 2 給与期間の給料の支払日は、毎月21日とする。ただし、支給日が日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「祝日法による休日」という。）又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、祝日法による休日又は土曜日でない日に支給するものとする。

(給料の支給に関する基準)

第10条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者にはその日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から休暇等に関する規程第4条に規定する休日（以下「休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(給与の減額)

第11条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき第19条に規定する勤務1時間あたりの給与額を減額した給与を支給する。

第3章 諸手当

(役職手当)

第12条 役職手当は、管理又は監督の地位にある職員に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の役職手当を支給する職及び支給月額は、別表第4に掲げる職の区分に応じ、同表

役職手当の月額を欄に定める額とする。

- 3 役職手当の支給は、その職に任命された月から開始し、その職を退任または辞任した月に終了するものとする。
- 4 職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。）は、第2項の規定にかかわらず、役職手当を支給しない。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
 - （1） 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - （2） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - （3） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - （4） 満60歳以上の父母及び祖父母
 - （5） 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - （6） 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号に該当する扶養親族については、1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする
- 4 扶養親族としての子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。
 - （1） 他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
 - （2） その者の勤労所得、資産所得及び事業所得の合計額が、年額130万円以上ある者
 - （3） 重度心身障害者の場合は前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

（住居手当）

第14条 住居手当は、本学から直線距離にして40キロメートル圏内（県内）において自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使

用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員に支給する。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 月額24,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額24,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から24,500円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が15,200円を超えるときは、15,200円)を12,500円に加算した額

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、県内に所在する市町村から通勤する、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(交通機関を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- (2) 通勤のため自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車(以下、「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)。ただし、運賃相当額が55,000円を超えるときは、55,000円
- (2) 前項第2号に掲げる職員 自動車等を使用する距離が片道2キロメートルを超える距離1キロメートルごとに310円(10キロメートル以上25キロメートル未満の部分については580円、25キロメートル以上40キロメートル未満の部分については470円、40キロメートル以上の部分については360円)を4,200円に加算した額(その額が3万680円を超えるときは、3万680円)。

3 第1項各号に規定する職員が旅行、休暇、欠勤その他の理由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。

(手当支給の始期及び終期)

第16条 第12条から前条までの手当の支給は、職員の届け出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、支給要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する

月の前月)をもって終わる。

- 2 職員の届け出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届け出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 3 手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間外に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務の全時間に対して、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第18条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第19条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から年間の休日の日数に7.45を乗じて得た数を減じた数で除して得た額とする。

(入試手当)

第20条 入試手当は、別に定める入試業務に従事した職員に対し支給する。

- 2 入試業務の区分及び支給額等については、別に定める。

(期末手当)

第21条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第26条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日が日曜日、祝日法による休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、祝日法による休日又は土曜日でない日に支給するも

のとする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 4 給料表の適用を受ける職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して当該各給料表につき別表第5に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して同表に定める職員の区分に応じて同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 5 第1項の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（第22条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
 - (1) 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - (2) 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）
 - (3) 停職者（就業規則第41条第1項第3号の規定により停職にされている職員をいう。以下同じ。）
 - (4) 公立大学法人長野大学育児休業規程（以下「育児休業規程」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業規程第8条第2項に規定する職員以外の職員
- 6 第2項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 前項第3号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）については、その2分の1の

期間

- ア 第27条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間
- イ 第27条第2項及び第3項の規定の適用を受ける休職者であった期間

(期末手当の支給制限)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第41条第1項第4号の規定による免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第20条の規定により解雇された職員（同条第2項第1号に該当して解雇された職員を除く。）
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止め処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第23条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

- 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給日が日曜日、祝日法による休日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、祝日法による休日又は土曜日でない日に支給するものとする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する職員の勤務期間による割合（同項において「期間率」という。）に第6項に規定する職員の勤務成績による割合（同項において「成績率」という。）を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、第3項に規定する職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、100分の90を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。
- 4 第21条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第24条第3項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。
- 5 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別

表第6に定める割合とする。

- 6 成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、100分の160の範囲内で理事長が定めるものとする。
- 7 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第22条中「前条第1項」とあるのは「第24条第1項」と、同条第1項第1号中「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定するそれぞれ6月30日及び12月10日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。
- 8 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（前項において準用する第22条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。
 - (1) 休職にされている者（第21条第6項第3号アの休職者を除く。）
 - (2) 第21条第5項第3号に該当する者
 - (3) 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業規程第8条第3項に規定する職員以外の職員
- 9 第5項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 第21条第5項第3号に掲げる職員として在職した期間
 - (2) 育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員として在職した期間した期間
 - (3) 休職にされていた期間（第21条第6項第3号アに掲げる期間並びに同号イに掲げる期間が30日を超えない場合の当該休職者であった期間を除く。）
 - (4) 第11条の規定により給与を減額された期間
 - (5) 休暇等に関する規程第9条第1項第2号及び第3号の規定により勤務しなかった期間から、休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (6) 公立大学法人長野大学職員介護休業規程（以下「職員介護休業規程」という。）第2条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から、休日を除いた日が30日を越える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業規程第13条の規定による育児短時間勤務の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - (8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

(寒冷地手当)

第25条 毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」と

いう。)に在職する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対して、寒冷地手当を支給する。

- 2 寒冷地手当の月額、基準日における次の各号に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、該各号に定める額とする。
 - (1) 世帯主である職員のうち扶養親族のある職員 17,800円
 - (2) 世帯主である職員のうち前号に該当しない職員 10,200円
 - (3) 前2号以外の職員 7,360円
- 3 前項第1号の「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて、扶養親族と同居していないもののうち、扶養親族が居住する住居(当該住居が2以上ある場合にあっては、全ての当該住居)と長野大学との距離が60キロメートル以上であるものを含まないものとする。
- 4 支給対象職員が次に掲げる職員に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、0円とする。
 - (1) 無給休職者(就業規則第14条第1項第1号、第3号、第4号及び第5号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
 - (2) 刑事休職者(就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
 - (3) 出勤停止者(就業規則第41条第1項第3号の規定により停職とされている職員をいう。)
 - (4) 育児休業者(育児休業規程第2条の規定により育児休業をしている職員をいう。)
 - (5) 介護休業者(職員介護休業規程第2条の規定により介護休業をしている職員をいう。)
- 5 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第5項に規定する日割計算によって得た額とする。
 - (1) 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員の内いずれかに該当する職員となった場合
 - (2) 基準日において前項各号に掲げる職員の内いずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員の内いずれにも該当しない職員となった場合
 - (3) 基準日において前項各号に掲げる職員の内いずれかに該当する職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、第27条第2項、第3項又は第5項(寒冷地手当が支給されることとなった場合に限る。)の規定により寒

冷地手当を支給される職員（以下「有給休職者」という。）のいずれかに該当する職員となった場合

- (4) 基準日において有給休職者である職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する職員となった場合

6 日割計算は、前項各号に掲げる場合に該当した月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として行う。

(手当の支給方法)

第26条 役職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支払日までにこれらの手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 時間外勤務手当、休日勤務手当及び入試手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における給料の支払日に支給する。

3 時間外勤務手当、休日勤務手当及び入試手当は、前項の規定によるほか、給料の支給方法に準じて支給する。

第4章 補 則

(休職者の給与)

第27条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。

3 職員が前二項以外の心身の故障により、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の60を支給する。

4 職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第14条第1項第3号から第5号に掲げる事由に該当して休職にされ

たときは、別に定める。

6 就業規則第14条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第28条 育児休業規程の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等取得者の給与)

第29条 職員介護休業規程の定めるところにより介護休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給しない。
- (2) 職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (3) 介護休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(委任)

第30条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 平成29年3月31日から引き続き職員として勤務している者で、「教職員の給与に関する規程」第13条の3の適用を受けていた者及び同規程附則（平成27年4月1日施行）第2項（経過措置）の適用者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 附則（平成29年4月1日施行）第2項は削除する。

附 則

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

別表第1 教育職給与表（第4条関係）

職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	220,900	282,900	331,100	414,700
2	223,200	285,900	334,000	417,100
3	225,500	288,800	337,200	419,500
4	227,700	291,600	340,200	422,100
5	229,900	294,500	343,500	424,200
6	232,000	297,100	346,200	426,800
7	234,300	299,300	348,800	429,000
8	236,400	301,800	351,600	431,600
9	238,800	304,400	354,600	433,300
10	241,200	307,000	357,600	435,900
11	243,700	309,400	360,800	438,200
12	246,100	312,100	364,100	440,500
13	248,300	314,400	367,000	442,000
14	250,700	316,500	368,900	444,200
15	253,200	318,600	371,200	446,500
16	255,600	320,300	373,700	448,800
17	257,700	322,600	376,000	451,000
18	260,800	324,700	378,200	453,400
19	264,000	326,800	380,400	455,800
20	267,100	328,800	382,300	458,200
21	270,100	330,900	384,400	460,400
22	273,200	333,300	386,300	426,700
23	276,100	336,000	388,300	465,200
24	279,100	338,800	390,300	467,500
25	282,000	340,900	391,700	469,600
26	284,600	342,900	393,600	471,800
27	287,200	345,000	395,400	474,000
28	289,900	347,500	397,300	476,200
29	292,800	349,900	399,300	478,300
30	295,200	352,100	401,000	480,700
31	297,500	354,000	402,800	482,900

32	299, 900	355, 900	404, 500	485, 100
33	302, 200	357, 900	406, 100	487, 000
34	304, 400	360, 100	408, 000	489, 200
35	307, 000	362, 200	409, 500	491, 500
36	309, 200	364, 400	411, 300	493, 800
37	311, 800	366, 100	412, 500	495, 900
38	313, 400	368, 100	414, 100	498, 000
39	315, 100	370, 300	415, 600	499, 900
40	316, 900	372, 200	417, 200	501, 800
41	318, 800	374, 100	418, 100	503, 900
42	319, 300	376, 100	419, 700	505, 800
43	320, 200	377, 900	421, 200	507, 600
44	321, 200	379, 800	422, 900	509, 500
45	322, 100	381, 600	424, 200	511, 400
46	323, 100	383, 400	425, 800	513, 300
47	323, 900	385, 000	427, 300	515, 100
48	324, 900	386, 800	428, 900	517, 100
49	325, 900	388, 300	430, 300	518, 800
50	326, 800	390, 000	431, 700	520, 500
51	327, 600	391, 600	433, 000	522, 400
52	328, 400	393, 400	434, 300	524, 300
53	329, 600	394, 500	435, 000	526, 000
54	330, 400	396, 000	436, 100	527, 600
55	331, 300	397, 400	437, 000	529, 300
56	332, 300	399, 100	437, 900	531, 000
57	333, 000	400, 400	438, 800	532, 600
58	334, 100	401, 800	439, 700	533, 900
59	335, 200	403, 200	440, 700	535, 200
60	336, 200	404, 700	441, 600	536, 500
61	337, 300	406, 000	442, 500	537, 700
62	338, 300	407, 500	443, 400	538, 700
63	339, 400	409, 000	444, 400	539, 700
64	340, 500	410, 500	445, 600	540, 800
65	341, 300	411, 500	446, 500	541, 400
66	342, 400	412, 700	447, 500	542, 300
67	343, 100	413, 700	448, 500	543, 200

68	344,200	414,800	449,400	544,100
69	344,800	415,800	450,500	545,100
70	346,000	416,700	451,500	545,900
71	346,900	417,600	452,400	546,600
72	348,000	418,400	453,400	547,100
73	348,300	419,200	454,400	547,800
74	349,300	420,100	455,400	548,300
75	350,300	420,900	456,300	549,100
76	351,400	421,800	457,300	549,800
77	352,400	422,500	458,100	550,300
78	353,400	423,000	458,600	550,900
79	354,300	423,400	459,300	551,500
80	355,200	423,800	460,000	552,100
81	356,300	424,100	460,800	552,700
82	357,300	424,500	461,500	
83	358,300	424,800	461,800	
84	359,300	425,200	462,400	
85	359,900	425,500	462,800	
86	360,600	425,900	463,200	
87	361,200	426,300	463,600	
88	361,800	426,800	463,900	
89	362,400	427,100	464,200	
90	362,800	427,500	464,700	
91	363,200	427,900	465,100	
92	363,700	428,200	465,400	
93	364,200	428,500	465,700	
94	364,600	428,900	466,100	
95	365,200	429,200	466,400	
96	365,700	429,500	466,700	
97	366,300	429,800	467,000	
98	366,800	430,200	467,400	
99	367,200	430,500	467,700	
100	367,700	430,800	468,000	
101	368,100	431,200	468,300	
102	368,600	431,600		
103	368,900	431,900		

104	369,400	432,200	
105	370,000	432,500	
106	370,400	432,900	
107	370,900	433,200	
108	371,400	433,500	
109	371,800	433,800	
110	372,300	434,100	
111	372,800	434,400	
112	373,200	434,700	
113	373,600	435,000	
114	374,000	435,300	
115	374,600	435,600	
116	375,000	436,000	
117	375,400	436,200	
118	375,800		
119	376,300		
120	376,700		
121	377,000		
122	377,400		
123	377,900		
124	378,200		
125	378,600		
126	379,200		
127	379,700		
128	380,100		
129	380,500		
130	381,000		
131	381,500		
132	382,000		
133	382,500		
134	383,000		
135	383,500		
136	384,100		
137	384,600		
138	385,100		
139	385,600		

140	386,100		
141	386,600		

別表第2 事務職給料表（第4条関係）

職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号 俸	円	円	円	円	円	円	円
1	149,100	199,600	236,300	269,700	295,700	326,000	370,700
2	150,200	201,400	237,900	271,500	298,000	328,300	373,300
3	151,500	203,200	239,500	273,400	300,100	330,600	375,800
4	152,600	205,100	241,100	275,500	302,200	332,900	378,400
5	153,700	206,600	242,500	277,300	304,100	335,100	380,400
6	154,800	208,400	244,300	279,100	306,300	337,200	382,900
7	156,000	210,300	245,800	280,900	308,500	339,400	385,300
8	157,100	212,100	247,400	283,000	310,700	341,700	387,800
9	158,100	213,700	248,600	285,000	312,600	343,600	390,300
10	159,500	215,600	250,100	287,100	315,000	345,900	393,000
11	160,900	217,400	251,700	289,000	317,200	347,900	395,700
12	162,200	219,300	253,100	290,900	319,600	350,100	398,500
13	163,400	220,700	254,600	293,000	321,700	352,000	400,900
14	164,900	222,500	256,000	294,900	323,900	354,000	403,300
15	166,500	224,300	257,300	296,900	326,100	356,100	405,500
16	168,100	226,100	258,800	298,900	328,300	358,100	408,000
17	169,300	227,800	260,300	300,700	330,200	359,800	409,800
18	170,900	229,600	261,800	302,700	332,300	361,900	411,800
19	172,400	231,200	263,600	304,900	334,300	363,700	413,800
20	173,900	232,800	265,400	306,900	336,400	365,700	415,600
21	175,300	234,300	267,700	308,900	338,100	367,600	417,600
22	178,000	236,000	268,800	311,000	340,200	369,600	419,400
23	180,700	237,600	270,400	313,000	342,300	371,600	421,200
24	183,300	239,300	272,000	315,200	344,400	373,500	423,200
25	186,000	240,300	274,000	316,900	345,900	375,600	425,000
26	187,700	241,800	275,800	319,100	347,800	377,500	426,600
27	189,300	243,300	277,600	321,100	349,700	379,600	428,100
28	191,100	244,500	279,300	323,200	351,700	381,600	429,700

29	192,600	245,700	281,000	324,900	353,300	383,100	431,400
30	194,300	246,900	282,800	327,000	355,200	385,000	432,700
31	196,200	248,000	284,600	329,100	357,200	386,800	434,000
32	197,900	249,200	286,300	331,200	359,000	388,400	435,200
33	199,600	250,500	287,800	332,500	361,000	390,300	436,500
34	201,100	251,500	289,800	334,500	362,800	391,700	437,800
35	202,500	252,700	291,600	336,500	364,600	393,300	439,100
36	204,000	254,100	293,500	338,600	366,400	394,900	440,300
37	205,400	255,000	295,200	340,500	367,800	396,300	441,600
38	206,700	256,300	296,900	342,500	369,100	397,500	442,400
39	207,900	257,500	298,800	344,500	370,600	398,800	443,200
40	209,300	258,900	300,600	346,500	372,000	399,900	444,000
41	210,600	260,300	302,100	348,400	373,300	401,000	444,600
42	211,900	261,700	303,900	350,300	374,200	402,200	445,400
43	213,200	263,000	305,400	352,200	375,400	403,500	446,100
44	214,600	264,200	307,000	354,100	376,500	404,600	446,800
45	215,700	265,400	308,700	355,700	377,300	405,300	447,600
46	217,000	266,600	310,400	357,100	378,200	406,000	448,400
47	218,300	268,000	312,000	358,600	379,200	406,700	448,800
48	219,700	269,200	313,800	360,200	380,100	407,500	449,500
49	220,800	270,400	314,700	361,800	381,000	408,100	450,000
50	221,900	271,500	316,200	362,600	381,800	408,700	450,500
51	222,900	272,800	317,800	363,800	382,600	409,200	450,900
52	224,100	274,100	319,400	364,900	383,400	409,600	451,300
53	225,200	275,200	321,000	365,800	384,200	410,000	451,700
54	226,200	276,300	322,700	366,900	384,900	410,300	452,100
55	227,100	277,600	324,300	367,800	385,600	410,600	452,500
56	228,100	278,900	325,800	368,900	386,300	410,900	452,800
57	228,400	279,900	327,400	369,900	386,800	411,200	453,100
58	229,300	280,900	328,600	370,600	387,400	411,500	453,500
59	230,100	281,800	329,800	371,300	388,000	411,800	453,800
60	230,800	282,900	331,000	372,000	388,800	412,100	454,100
61	231,500	284,000	331,800	372,400	389,200	412,500	454,400
62	232,500	285,100	332,700	373,000	389,900	412,800	
63	233,400	286,000	333,500	373,700	390,500	413,100	
64	234,200	287,000	334,300	374,500	391,100	413,400	

65	234,900	287,500	335,200	374,800	391,500	413,700
66	235,600	288,400	335,600	375,500	392,100	414,000
67	236,500	289,200	336,400	376,200	392,700	414,300
68	237,500	290,100	337,200	376,900	393,400	414,600
69	238,300	291,100	338,000	377,200	393,800	414,800
70	238,900	291,900	338,700	377,800	394,300	415,100
71	239,400	292,700	339,400	378,500	394,800	415,400
72	240,100	293,500	340,100	379,200	395,400	415,700
73	240,900	294,400	340,600	379,500	395,700	415,900
74	241,500	294,900	341,300	380,100	396,100	416,200
75	242,100	295,300	341,800	380,800	396,500	416,500
76	242,600	295,800	342,400	381,400	396,900	416,700
77	243,400	296,000	342,700	381,800	397,200	417,000
78	244,100	296,300	343,200	382,300	397,500	417,300
79	244,800	296,500	343,600	382,900	397,800	417,600
80	245,400	296,900	344,100	383,400	398,200	417,800
81	245,900	297,100	344,500	384,000	398,400	418,000
82	246,700	297,300	345,000	384,600	398,700	418,300
83	247,400	297,700	345,500	385,100	399,000	418,600
84	248,100	298,000	346,100	385,400	399,200	418,800
85	248,700	298,300	346,400	385,800	399,400	419,000
86	249,400	298,700	346,800	386,300	399,700	
87	250,100	299,000	347,300	386,700	400,000	
88	250,800	299,400	347,700	387,100	400,200	
89	251,400	299,700	348,000	387,500	400,400	
90	251,900	300,100	348,400	388,000	400,700	
91	252,200	300,400	348,900	388,400	401,000	
92	252,600	300,800	349,300	388,900	401,200	
93	252,900	301,000	349,500	389,200	401,400	
94		301,200	349,900	389,700		
95		301,500	350,400	390,100		
96		301,900	350,900	390,500		
97		302,100	351,100	390,800		
98		302,400	351,500	391,300		
99		302,800	351,900	391,700		
100		303,300	352,200	392,100		

101		303,500	352,500	392,400		
102		303,800	352,900			
103		304,200	353,300			
104		304,500	353,700			
105		304,700	354,200			
106		305,000	354,600			
107		305,400	355,000			
108		305,700	355,500			
109		305,900	356,000			
110		306,300	356,400			
111		306,700	356,700			
112		307,000	357,000			
113		307,200	357,500			
114		307,400				
115		307,700				
116		308,200				
117		308,400				
118		308,600				
119		308,900				
120		309,200				
121		309,600				
122		309,800				
123		310,100				
124		310,400				
125		310,700				

別表第3 級別職務分担表 (第4条関係)

(1) 教育職給料表級別職務分担表

職務の級	職務の内容
1 級	助教(実習)の職務
2 級	助教の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

(2) 事務職給料表級別職務分担表

職務の級	職務の内容
1 級	1 主事の職務 2 技術職員の職務
2 級	1 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技術職員の職務
3 級	1 主任の職務 2 技術専門員の職務
4 級	1 課長補佐又は事務長補佐の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う技術専門員の職務
5 級	1 主幹の職務 2 課長又は事務長の職務 3 主幹技術専門員の職務
6 級	事務局次長又は部長の職務
7 級	事務局長の職務

別表第4 (第12条関係)

(1) 教育職役職手当

職	役職手当の月額
副学長	70,000円
学部長	
研究科長	
附属図書館館長	30,000円
淡水生物学研究所所長	
センター長 全学委員長 学科長 専攻長	20,000円

(2) 事務職役職手当

職	役職手当の月額
事務局長	65,000円
事務局次長、部長	55,000円
課長および事務長	45,000円
主幹	35,000円

(3) 技術職役職手当

職	役職手当の月額
主幹技術専門員	30,000円

別表第5 (第21条関係)

給料表	職員	加算割合
教育職給料表	職務4級の職員	100分の15
	職務3級及び2級の職員	100分の10
	職務1級の職員	100分の5
事務職給料表	職務7級の職員	100分の20
	職務6級の職員	100分の15
	職務5級の職員	100分の10
	職務4級及び3級の職員	100分の5

別表第6 (第24条関係)

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0